

いろどり
IRODORI COMYUNAS

彩りコミュナス

埼玉県行政書士会情報誌

Vol. 28



日本行政書士会連合会
公式キャラクター ユキマスクン

【巻頭グラビア】

大宮盆栽村 開村100年

大宮の盆栽の魅力にふれてみよう!

令和8年 1月1日施行 「下請法」は「取適法」(中小受託取引適正化法)へ

- 〈特集〉日本のシゴト 人と猫の共生のために「猫の保護活動」
- 行政書士の業務 / 各支部のご案内
- 定期無料相談会 / 岩槻高齢者講習センター内で無料相談受付中!





大宮盆栽村 開村100年

さいたま市北区にある「大宮盆栽村」。昨年、1925（大正14）年の開村から100年を迎えました。世界に誇る文化芸術である盆栽の聖地として知られ、国内はもとより世界中から多くの愛好家がやって来ます。地域に根づき長年育まれてきた盆栽文化に気軽に親しむことができる施設が、さいたま市大宮盆栽美術館です。

大宮の盆栽の魅力にふれてみよう！



写真提供：大宮盆栽美術館



約60点の盆栽が常に展示されていて、目の前にたたずむリアルな姿に魅了されます。場所によっては盆栽を360度全ての方向から見られて、正面と背面の違いを見比べることもできます。



さいたま市大宮盆栽美術館



写真提供：大宮盆栽美術館

さいたま市の伝統産業にも指定されている「大宮の盆栽」。その文化を広く発信する美術館です。120点以上の盆栽をはじめ、盆栽用の植木鉢や鑑賞石、盆栽が描かれた浮世絵など、さまざまな盆栽関連品や各種資料等を収集し、公開しています。

盆栽テラス

2階に上がるとテラスがあり、盆栽庭園を見渡すことができます。

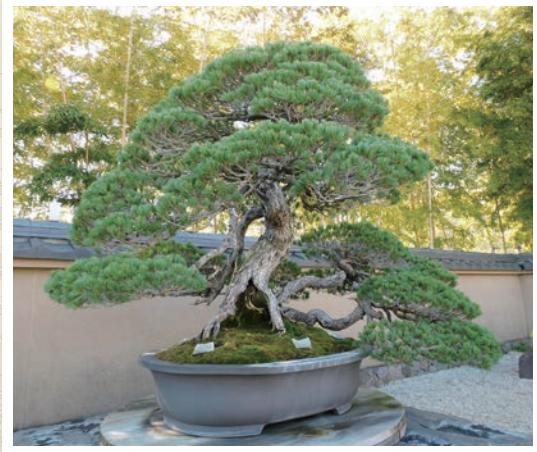


コレクションギャラリー

屋内で所蔵コレクションを紹介しています。盆栽鑑賞のポイントもわかるので、詳しくなくても楽しめます。客をもてなす伝統的な盆栽の座敷飾りは必見です。盆栽は季節に合わせて、週替わりで選ばれています。



盆栽コレクションを一部ご紹介!



五葉松「千代の松」

推定樹齢約500年。樹高約1.6m、横幅は約1.8mで所蔵の盆栽では最大級の大きさを誇ります。

春



野梅

夏



真柏

冬



樺

秋



山もみじ

冬



いわしで

冬



花梨

写真提供:大宮盆栽美術館



❖なぜ大宮に盆栽村が?

きっかけは関東大震災でした。東京の盆栽業者が新天地を求めて、この地に移り住みました。盆栽育成に適した土壌や水、広大な土地があり、交通の便が良いなど、多くの条件に恵まれていたのです。



1934 (昭和9)年 もみじ通り (九霞園蔵)

❖盆栽園はいくつある?

最盛期にはおよそ30もの盆栽園がありました。現在は6園あり、手塩にかけた盆栽を管理販売しているほか、工房や作業場を見学することができる園が多くあります(一部は要予約)。



町なかに立つ散策に便利な案内板



❖盆栽の一大イベントがGWに!

大宮盆栽村では毎年5月3日から5日まで「大盆栽まつり」が開催されます。盆栽の展示即売が行われるほか、数々の逸品が展示されて鑑賞することができ、多くの人にぎわいます。



盆栽四季の家

誰でも自由に無料で利用できる休憩室がある。近くには盆栽園が多く、散策途中のひと休みに便利。

- 開館時間 9:00~17:00 (休憩室)
 - 休館日 12月29日~1月3日
 - 利用料 無料 (休憩室)
- さいたま市北区盆栽町267-1



さいたま市立漫画会館

明治から昭和初期にかけて活躍した「日本近代漫画の祖」北沢楽天。その邸宅の跡地にあり、楽天のアトリエが保存されているほか、楽天のものを含むさまざまな漫画作品が展示されている。

- 開館時間 9:00~16:30
 - 休館日 月曜(祝日の場合は開館)
祝日の翌平日、12月28日
~1月4日
 - 入館料 無料
- さいたま市北区盆栽町150



さいたま市 大宮盆栽美術館



●開館時間

9:00~16:30 (3月~10月) 9:00~16:00 (11月~2月)

※入館は30分前まで

●休館日

木曜(祝日の場合は開館)

年末年始、臨時休館日あり

●観覧料

一般 310円

高大生・65歳以上 150円

小中学生 100円

さいたま市北区土呂町2-24-3

TEL.048-780-2091



オリジナルグッズが買えます!



令和8年1月1日施行

「下請法」は「取適法」とりてきほう

委託事業者も
中小受託事業者も

改正ポイント

発注者と受注者の関係は対等であるべきですが、そうとは言い難い商習慣等が現実には散見されます。中小受託事業者が得られるべき利益を守り、サプライチェーン全体で取引の適正化を図ることを目的として、従来の「下請法」が「取適法」に大きく変わり、令和8年1月1日に施行されました。

用語も変わりました！

親事業者 ⇒ 委託事業者
下請事業者 ⇒ 中小受託事業者



❖ 従業員数が適用基準に！

これまでの下請法では資本金額のみが適用基準でしたが、取適法では従業員数も適用基準に加えられました。

(1) ● 物品の製造委託・修理委託・特定運送委託

● 情報成果物作成委託・役務提供委託

(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に限る。)

委託事業者	資本金3億円超	→	中小受託事業者	資本金3億円以下(個人を含む)
	資本金1千万円超3億円以下	→	中小受託事業者	資本金1千万円以下(個人を含む)
	常時使用する従業員300人超	→	中小受託事業者	常時使用する従業員300人以下(個人を含む)

のいずれかに該当。

改正により追加！

(2) 情報成果物作成委託・役務提供委託

(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く。)

委託事業者	資本金5千万円超	→	中小受託事業者	資本金5千万円以下(個人を含む)
	資本金1千万円超5千万円以下	→	中小受託事業者	資本金1千万円以下(個人を含む)
	常時使用する従業員100人超	→	中小受託事業者	常時使用する従業員100人以下(個人を含む)

改正により追加！

のいずれかに該当。

※従業員基準については、資本金基準が適用されない場合に適用されます。

(中小受託取引適正化法)へ を確認して、取引は公正に!

◆「特定運送委託」も対象取引に!

元請運送事業者から運送事業者への運送委託に加え、発荷主から元請運送事業者への運送委託も新たに対象取引となりました。無償での荷積みや荷待ち時間負担など、物流業界における問題の是正が期待されます。

◆禁止行為を追加!

次の行為が新たに禁止されました。適切な価格転嫁が行われる取引環境整備の実現を図ります。

協議に応じない一方的な代金決定

中小受託事業者から価格協議を要請されても、委託事業者が応じず、**一方的に代金を決定することは違反行為**となります。

要請を無視する、必要な説明をしない、回答を引き延ばすといった行為も同様です。

手形等での支払い

支払期日※までに代金満額の現金を受け取ることが困難な支払方法は「支払遅延」に該当し、**違反行為**となります。

※支払期日は、発注した物品の完成品の受領日や役務の提供日から60日以内です。

振込手数料を負担させること

代金の支払いにかかる**振込手数料を中小受託事業者に負担させることは**、代金から差し引く「減額」に該当し、**違反行為**となります。

仮に中小受託事業者との合意があったとしても、認められません。

◆違反行為は厳しく取締り!

発注者に対する指導・助言の権限が、公正取引委員会や中小企業庁だけでなく事業所管官庁にも付与されました。



行政書士は、会社設立や補助金等申請、事業承継など、さまざまな局面で事業者様に寄り添っています。お困りごとがあるときは、まずはお近くの行政書士にご相談ください。

願いは一つ「猫と人間みんなの幸せ」

町を歩くとかわいい猫に出会うことがありますよね。野良猫の保護活動はおもにボランティアの方々に支えられていますが、その問題解決は一筋縄ではいかないものがあります。どんな課題があり、どのように向き合えばよいのでしょうか。特定非営利活動法人（NPO法人）「ガトネグロ」理事長の篠崎弘明様、理事の秋好明美様、村田裕子様にお話を伺いました。

取材日：2025年12月7日
聞き手：埼玉県行政書士会 広報部

◆ 村田様は私たちと同じ行政書士ですが、猫の保護活動にも取り組んでいらっしゃるんですね。

村田：もともと猫好きで、保護活動にも関わりはあったのですが、本格的に活動することになったきっかけは、相続に関連した行政書士業務なんです。飼い主が住まなくなつた空き家を居場所にし続けている猫と出会ったのですが、飼い主はもう飼い続けることができず、その猫を誰も引き取れない状態だったのです。いたたまれなくなり、お許しをいただきて私が飼うことになりました。その半年後、別の事情によってさらに2匹の野良猫を飼うことになり、わずか半年の間に3匹の猫を迎える事態になりました。



行政書士でもある村田様

理事の秋好様

◆ すごい急展開ですね。

村田：その後、別の方から遺言書作成サポートのご依頼がありまして、いろいろお聞きしているときにその話になつたんです。そうしたらその方が保護活動に関心を寄せてくださって、「私も力になりたい。ぜひ寄付をさせてほしい」と仰るのです。それならばそのご厚意をお受けできる体制を整えようと思いました。それが、このNPO法人「ガトネグロ」を立ち上げることになつた直接のきっかけです。

◆ そうでしたか。その後、ご寄付も無事に？

村田：はい。ガトネグロにご寄付いただける旨、遺言書に記してくださいました。

◆ 保護活動は、具体的にはどんなことをされているのでしょうか。

秋好：まずTNRという活動があります。野良猫を捕獲し、避妊・去勢手術を受けさせ、元々いた場所に戻す活動です。そして戻された猫は「地域猫」と呼ばれています。

手術終了 報告書
実施日 令和6年 2月 3日～4日
実施場所 北本市 石戸6丁目 永川神社
オス2 手術前 オス2 手術終了後

キジトラのオスです。左耳先をカットしてあります

手術終了の報告書

◆ 耳の先がカットされた猫ですよね、公園で見かけたことがあります。

秋好：そうです。あれは手術済みの猫だという印です。手術した猫は、さかりの鳴き声やおしつこの臭いが少くなります。カットした形が桜の花びらに似ていませんか？だから地域猫は「さくらねこ」ともいわれます。

ただ、そうして元の場所に戻せる地域猫がいる一方、そうすることができずに保護せざるを得ない場合も、現実にはあります。

◆ 保護というのは、飼うわけではないんですね。

秋好：保護はあくまでも一時的なものです。TNR活動をしていると、保護してあげないといけない猫に出会います。たとえば病気や怪我をしている場合、放っておくと命の危険がありますから、保護するしかないので。その後は、TNR活動の一環として元の場所に戻したいところなのですが、その場所が車がたくさん走る大通りに近かつたり、まだ自力では生きていけない子猫だったり、実際には難しいときがあります。篠崎さんのところでは今、24匹保護しているんですよね？

◆ 24匹！それは大変ですね。

篠崎：餌をあげなきやいけないし、状態によっては病院に連れていかなきやいけないし、手間も時間もお金もかかります。それだけたくさんいるとそれ相応の広さが必要で、私たち人間の生活スペースを侵食している感じです（笑）。負担はそれはもう大変です。



理事長の篠崎様



日本行政書士会連合会公式キャラクター ユキマサくん

**身近な困りごとのご相談なら行政書士へ
NPO法人支援も行政書士のシゴトです！**



里親募集のピラ

◆ 保護した猫は、その後どうなるのですか。

篠崎：飼い主になってくれる方を探します。自分でピラを作ってPRしたり、SNSで発信したり、譲渡会に参加させてもらったりしています。でも、いろいろ頑張のですが、どうしても引き取り手がない猫は残ってしまいます。そういう猫は、先ほどお話ししたように元の場所に戻すわけにもいかないので、保護し続けているというか現状です。

◆ どういう猫が残ってしまうのでしょうか。

秋好：一番はやはり病気です。特に白血病とエイズウイルス感染です。ただ、エイズについては発病に至らないこともありますし、人間にはうつりませんし、猫同士ではたとえば喧嘩してきた傷から血液感染するといったことは、よほど大量の血液を介さない限り起こらないそうです。それはぜひ知りたいです。そうは言っても、引き取る側にすれば健康であるに越したことはないですね。そのお気持ちもよくわかります。それと、ある程度年齢がいつてしまうと、なかなか厳しいですね。



ガトネグロのパンフレット

◆ ところで、NPO法人になったことにはどんなメリットがあるのでしょうか。

村田：なんといっても資金面です。たとえば認定NPO法人へ寄付をすると、その人は税制で優遇、つまり控除受けることができます。事業者からの寄付を募りやすくなりますので、ガトネグロも認定NPO法人になることを目指しています。

また、対外的な信用度の向上もメリットです。犬で「ドッグセラピー」という活動があるように、猫にも福祉関係で需要がないだろうかと考えているのですが、いざ具体的行動に移すとなれば、NPO法人化したことが活きてくると思います。

ガトネグロはまだスタートしたばかりですが、いかに持続可能な法人にしていくか、私は行政書士としての視点もフル活用しながら活動を支えていきたいと考えています。

◆活動し続けることができれば、それだけ猫を救うことができます。

秋好：一匹でも多くの野良猫を救いたい。それが私たちの一番の願いです。そして、保護活動を含め、地域猫（さくらねこ）について一人でも多くの方に知っていたいただきたいです。

篠崎：それが人間と猫双方の幸せにつながるのではないかと思って
います。

◆ 私たち行政書士には公式キャラクターのユキマサくんがいますし、猫にはとても親しみを感じます。保護活動への社会の関心がますます高まることを願っています。本日はどうもありがとうございました。



取材協力
特定非営利活動法人 ガトネグロ
埼玉県北本市緑 3-71 TEL.048-594-7914

暮らしいや事業に関する お近くの行政書士に



暮らしのサポート

相続・遺言

遺産分割協議書・遺言書案作成・相続人や相続財産の調査など

離婚

離婚協議書 など

成年後見

任意後見契約書案作成・後見制度の相談など

交通事故

自賠責保険金請求・事故調査報告書など

各種契約書

金銭消費貸借契約書・売買契約書・賃貸契約書など

外国人関係

在留資格認定証明書交付申請・在留資格変更・在留期間更新・永住許可・帰化許可など

内容証明

貸金返還請求・滞納賃料の支払請求・債権譲渡・クーリングオフなど

裁判外紛争解決

離婚・相続・交通事故・敷金返還に関する紛争
※行政書士ADRセンター埼玉が対応します。

街の身近な法律家
いつも隣に
行政書士



改正行政書士法 令和8年1月1日施行



私たち行政書士の使命は、
法令に基づいた正確な手続の実現を通じて、
市民の皆様の生活と権利を支えることです。
行政書士制度へのご理解を賜りますよう
お願い申し上げます。

日本行政書士会連合会公式キャラクター
ユキマスクン

相談から手続きまで お任せください!

事業のサポート



建設業

建設業許可・経営事項審査・
入札参加資格審査 など

土地・建物利用

農地転用許可・開発許可 など

産業廃棄物

産業廃棄物処理業許可
(収集運搬・中間処分 ほか) など

自動車関連

運送事業(バス・トラック・
タクシー)・特殊車両通行許可・
車庫証明・自動車登録・ナンバー
変更・出張封印代行 など

古物商

古物商許可
(リサイクルショップ ほか)

宅建業

宅地建物取引業者免許

法人設立

株式・合名・合資・合同・医療・
宗教・一般社団・NPO・
労働者協同組合 など

飲食店・宿泊施設

飲食店営業許可・民泊の
届出・旅館業 など

風俗営業

風俗営業許可(キャバクラ・
マージャン・パチンコ店 ほか)
など



県内各地で定期的に行政書士の
無料相談会が行われています。
場所や日程などは、ホームページ
をご覧ください。なお、会場
によっては事前予約が必要とな
ります。また、会場や開催日が
変更になる場合がありますので、
お気軽にお問い合わせください。

※諸事情により会場の変更や相談
会の延期、または中止の可能性が
あります。事前にご確認ください。

行政書士定期無料相談会を開催しています

詳細はホームページでご覧いただけます▶



行政書士定期無料相談会



行政書士定期無料相談会

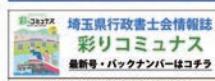
県内各地で定期的に行政書士の無料相談会が行われています。お気軽にお利用ください。
なお、会場によっては事前予約が必要となります。また、会場や開催日などが変更になる場合がありますので、
お問い合わせの上、ご来場ください。

会 場	実施日	時 間	お問い合わせ
上尾市役所(要予約)	毎月第3火曜日	13:00~16:00	市民相談室 048-775-4643
上尾支所事務所	毎週木・土曜日	13:00~16:00	上尾支所 048-776-3367
アリオ上尾	毎月第1水曜日	13:00~16:00	
朝霞市産業文化センター 2階会議室	日程は朝霞支所に お問い合わせください	10:00~12:00	朝霞支所 048-620-0226
伊奈町役場	毎月第3水曜日	13:00~16:00	伊奈町役場 048-721-2111(代) 048-721-2213
入間市役所(要予約)	毎月第2・第4火曜日	13:00~15:40	総合相談室受付室 042-964-1111(代)

※ホームページのレイアウト等は変更されることがあります。

県内各地で開催 無料相談会

行政書士 登録・入会手続き



最新号・バックナンバーはコチラ
彩りコミュニケーション

※会員の皆様には30部まで無料配布しております。

詳しくはコチラ

相談解決は ADRセンター埼玉

f 公式Facebook

コロナ特設ページ

埼玉県行政書士会

〒330-0062
さいたま市浦和区仲町 3-
11-11

お近くの行政書士をご活用ください!



埼玉県行政書士会は、4つの管轄地区（色分けされたマップを参照）で、各支部が皆さまのご要望に対応させていただいております。お問い合わせ・ご相談の際はお住まいの地区の「埼玉県行政書士会 各支部」にご連絡ください。

また、「埼玉県行政書士会」ホームページでも、支部の検索ができます。



北部 地区

お住まいの市区町村	支部名	連絡先
熊谷市	熊谷支部	048-520-2185
深谷市、本庄市、美里町 神川町、上里町、寄居町	県北支部	048-587-1505
秩父市、横瀬町、皆野町 長瀬町、小鹿野町	秩父支部	0494-22-2528
行田市、羽生市	埼北支部	048-564-0104

東部 地区

お住まいの市区町村	支部名	連絡先
春日部市、幸手市、杉戸町 宮代町	春日部支部	048-812-5092
越谷市	越谷支部	048-987-1714
吉川市、三郷市、松伏町	吉川支部	048-983-5523
久喜市、加須市、白岡市	埼葛支部	0480-24-0432
草加市、八潮市	草加支部	048-911-7235

埼玉県北部



埼玉県東部



西部 地区

お住まいの市区町村	支部名	連絡先
川越市	川越支部	049-238-8711
東松山市、滑川町、嵐山町 小川町、ときがわ町、川島町 吉見町、鳩山町、東秩父村	東松山支部	0493-81-7393
富士見市、ふじみ野市 三芳町	東入間支部	049-290-4205
狭山市、入間市	狭山支部	04-2968-8422
所沢市	所沢支部	04-2936-8648
飯能市、日高市	飯能支部	090-9859-4969
坂戸市、鶴ヶ島市 毛呂山町、越生町	西入間支部	049-298-5818
朝霞市、志木市、新座市 和光市	朝霞支部	048-462-0026

南部 地区

お住まいの市区町村	支部名	連絡先
さいたま市浦和区・緑区・ 南区・桜区・中央区	浦和支部	048-825-2551
川口市、蕨市、戸田市	川口支部	048-235-6022
さいたま市大宮区・西区・ 北区・見沼区	大宮支部	048-606-4890
上尾市、桶川市、伊奈町	上尾支部	048-776-3367
さいたま市岩槻区、蓮田市	岩槻支部	048-765-7622
鴻巣市、北本市	鴻巣支部	090-9849-5844

ご利用
ください!

岩槻高齢者講習センター内で「無料相談」受付中!

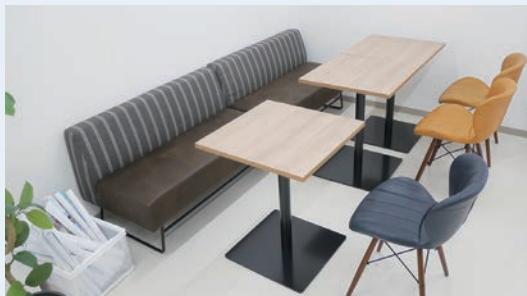
行政書士による無料相談窓口

暮らしや事業のお困りごとは

「街の身近な法律家」

行政書士へご相談ください

遺言・相続・成年後見・各種契約書・協議書・官公署提出書類の作成など



開催日 毎週火・木曜日(祝日を除く)

時 間 11:00 ~ 15:00

場 所 岩槻高齢者講習センター内 1階
さいたま市岩槻区馬込 2100-5

主 催 埼玉県行政書士会

TEL.048-833-0900

行政書士は、さまざまな許認可や届け出、遺言や相続、契約など、ご相談から手続きまでサポートします!



地域紹介ページでは、各地の見どころを紹介しています。



行政書士のさまざまな業務や、知つてためになる情報も掲載。

創刊号から最新号まで、ホームページで読むことができます。



さまざまな団体や企業様を訪問。インタビューを行い、業務内容を伺つて日本のシゴトを紹介しています。

The screenshot shows the homepage of the Saitama Prefecture Notary Association. It features a navigation bar with links to Home, About Notaries, About the Saitama Notary Association, and Branches. Below the navigation, there's a section for 'Colorful Communities' with links to various issues. A QR code is visible in the top right corner.

いつも
隣に

行政書士

暮らしや事業のご相談から手続きまで

遺言
相続

成年
後見

事業を
始めたい

補助金
助成金

事業
承継

外国人
関係

役所への
手続き

オンライン
申請



日本行政書士会連合会公式キャラクター
ユキマサくん

さまざまな許認可や届け出、遺言や相続、契約など、お気軽にご相談ください



埼玉県行政書士会

お問い合わせ

TEL 048-833-0900 FAX 048-833-0777

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町3-11-11 ホームページもご覧ください <https://www.sglsa.jp/>



撮影協力 竹本孝之

法務大臣認証第114号 行政書士ADRセンター埼玉 TEL 048-833-1132

